

第3回北九州市動物の愛護及び管理に関するあり方検討会

議事録概要

1 **開催日時**：令和4年1月28日（金）10：00～12：00

2 **開催場所**：ミクニワールドスタジアム3F 特別会議室1～3
（北九州市小倉北区浅野3丁目9-33）

3 出席者（敬称略）

（1）学識経験者

北九州市立自然史・歴史博物館（いのちのたび博物館） 館長 伊澤 雅子
北九州市立大学 地域創生学群 准教授 石川 敬之
平和通り法律事務所 弁護士 小鉢 由美

（2）獣医師会

（公社）北九州市獣医師会 会長 関 一弥

（3）動物愛護関係者

（公社）日本愛玩動物協会 福岡県愛玩動物協会 代表 蒲原 由美子
（一社）HUG 代表理事 富士岡 剛
北九州市動物愛護推進協議会 会長 西原 啓二

（4）地域住民

（福）北九州市社会福祉協議会 地域福祉部 部長 杉本 真奈美
戸畑区自治総連合会 会長 三上 久恵

（5）事務局

保健福祉局保健衛生部長
保健福祉局保健衛生部動物愛護センター 所長（兼務） 肥塚 隆男
保健福祉局保健衛生部保健衛生課 課長 今泉 五和男 他

（6）オブザーバー

保健福祉局総務部保護課 課長 山田 貴広
保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課長代理 総合事業担当係長 黒田 啓介 他

4 議題

持続可能な致死処分ゼロ社会の実現に向けた課題

5 議事（概要）

（1）開会

事務局 開会の挨拶

（2）出席者紹介

（3）議題について事務局から説明

（4）構成員による意見交換等

飼養継続の対応ルール化

～馴化の試みについて～

座長

今回は時間の都合もあり、飼育継続への対応、ルール化について十分にご意見を頂けなかった。前回あった主な意見としては、長期飼育個体への対応によって、災害時における動物の保護や、新型コロナウイルスに感染した飼い主の入院に伴う保護、野犬の捕獲など動物愛護センターの他の業務に支障が出るのは本末転倒で、いざという時に動物愛護センターが対応できない状況はよろしくないという視点の意見があった。馴化できない野犬の飼育継続については、致死処分を行うか賛否が分かれるところであるという意見があった。これらについて、引き続きご意見頂きたい。

構成員A

「致死処分を減らすのは大事だが、センターの他業務に支障が出て危害が発生したら本末転倒である」というのは、非常に大切な点だと思う。

もう一つの論点として、「馴化できないことが致死処分を行う理由として妥当であるか否か」については、残念ながら妥当だと私は思う。ただし、その対策として野犬をどう減らしていくのか、蛇口を閉める具体策を示す必要がある。例えば、広島県では野犬に対して餌やりをする人がたくさんおり、車で来て餌を撒いて帰って行くような餌やりが非常に問題になっている。そういった餌やり防止はもちろん、子犬の捕獲、難しい親犬の捕獲といった「野犬を根本的に減らす対策」を重点的に行った上であれば、譲渡に向かない野犬は、現状では処分をしても致し方ないと思う。将来的に野犬が動物愛護センターに収容されない対策を行った上での処分は、致し方ないと思う。

座長

北九州市でも、猫だけではなく、犬の餌やりも問題となっているのか。

事務局

確かに野犬が生息している所には必ず餌やりを行う人がいる。動物愛護センターでは餌やりを辞めるよう指導しているが、猫の餌やりと一緒に隠れて餌をやるので餌やりを辞めさせるのは非常に難しい。動物愛護センターでは、委託業者も含め毎日のように現地に赴き状況を確認している。野犬の頭数や妊娠しているメスの有無などの実態を把握し、写真を撮り、檻を仕掛けるが、餌やりを行っている人がいると、その野犬は満腹で檻に入らない。唯一できるのは子犬の捕獲で、子犬の目撃情報を地域の方からいただき捕獲を行っている。

構成員B

北九州市が把握している野犬の生息地域と頭数は大体どのぐらいか。私はそこまでのように思えない。

事務局

頭数をお答えするのは難しいが、場所は、門司区田ノ浦地区、新門司地区の沿岸部が多い。他に、若松地区の沿岸部が特に多く市内に100頭ぐらいいるのではないかと考えている。

座長

野犬を減らす努力は今もなされているが、これからもその努力は必要である。

構成員A

野犬への餌やりを行う人に対し過料を科すことは可能なのか。指導や指導に従わない人に対する強力な措置は、法律でどう規定されているのか。

事務局

先ほどの説明であったように、改正法において周辺環境が著しく汚染されている場合、必要に応じて指導、勧告、命令ができるように規定された。しかし、住人がいない埋立地の場合、適用できるのか非常に難しいので、餌やり行為の規制はできないのではないかと考えている。

構成員C

最近、猫の餌やりについてある男性から市民センターに電話があり、問題が発生した事案があったので紹介する。

久しぶりにおばあちゃんの家に行くと、家の中が荒れ放題、ふすまや布団も荒れ放題で、猫の餌やりで地域の人たち2～3人が家の中に入り込んで餌をやっている。おばあちゃんも1匹猫を飼っていたが、他に何匹も猫が来ている。家を整理したところ、9トンものごみを廃棄することとなり100万円近くかかった。その弁償は誰がしてくれるのか。地域の民生委員や自治会は猫の餌やりを把握しているのかなど確認したいので、動物愛護センターの職員や関係機関につないでほしいということだった。そこで、動物愛護センターら関係者で会合を設定したが、相談者は現れずその日は面会ができなかった。

その後、家を訪問すると、家の中だけでなく外でも餌をやっており、餌を食べたら皿を持って帰り分からないようにしているようだった。妊娠しているお腹の大きい猫もおり、他にも5～6匹集まっていたため、地域の方たちも猫の糞害で大変困っている。

相談者は、関係部局に連絡を取っておらず、これから先どう対処したらよいのか迷っているようだった。

座長

非常に具体的な事例で、本日意見交換を予定している無責任な餌やりのところに関連する部分があると思う。他に追加の意見があったらご発言いただきたい。

構成員B

私も処分に関しては、ルールを持って行うべきだと思う。意見にあった「蛇口を閉める」という表現はぴったりだと思った。致死処分の判断を市だけで行うことは難しいと思うので、例えば獣医師会や訓練士、動物愛護団体が協力し、対象となった動物の処分について、一定の合意のもと、市が判断するような仕組みのようなものを考えるべきである。

蛇口を閉めたら、次は排水溝である出口を考えるべきである。処分でなく譲渡という方法もあり、現時点では、動物愛護推進協議会や動物愛護団体の尽力もあり多くの譲渡が行われている。しかしながら、一方では譲渡数に対してボランティア団体の人数は少ないとも感じる。

現在、すでに新たなステージに入っているのだと思う。処分頭数が大幅に削減されたが、次のステップの問題が起きていると感じる。これまでの動物愛護推進協議会は、致死処分ゼロ社会を目指し処分頭数を減らすために作られた組織と認識しているが、次のステップでは、動物愛護団体もより裾野を広げて活動をしないと頭数は減らないのではないかと思う。適性のないボランティアが入会するおそれも理解できるが、実行してみないと分からない面もある。このままの状態ではよろしくないと思う。

以上、さまざまな状況を踏まえた上で、馴化できない動物について対策を実行した上で最終的に致死処分することは賛成だと思う。

座長

判断のところでアドバイザーシステムのようなものが必要だという意見だと思う。

多頭飼育崩壊への対応強化

～未然防止と対応について～

座長

多頭飼育の崩壊についてご意見頂きたい。取り組み提案として、多頭飼育崩壊を防ぐための情報共有ネットワークづくりと、多頭飼育の届出制度の導入が挙げられている。

構成員D

取組みに関して、事務局から紹介された多頭数収容事例の中で、平成30年度猫29頭は実際には猫54頭おり、既に私たちが25頭を引き取っていた。平成元年度、猫17頭退去により置き去り案件においても、私たちが弁護士たち立ち会いのもと、既に17頭引き取っていた。令和2年度、犬18頭は全てセンターに収容された後、全頭私たちが引き出した。多数の犬猫が動物愛護センターに収容されてしまうと、収容能力に余裕のない状態になり、致死処分が始まる可能性があるため、動物愛護センターに収容される前に私たちが引き取りを行っている状態である。

飼育環境に関する情報共有ネットワークづくりに関しては、既に私たちは、他のセクターと共有してやっている。先日も猫9頭、動物愛護センターに相談したが引き取ってもらえなかった案件について、人を支援するNPO団体から相談があり協働して対応した。常に私たちはそのように活動しているが、現在のところ情報共有を動物愛護センターとできていない状況である。今回の事務局提案の内容であれば、もっと私たちボランティア団体と情報共有をしたほうが良いと思うが、市としてどのように考えているか。

事務局

様々なボランティア団体が市内には存在しており、多くの団体と情報共有ネットワークをつくるイメージを考えている。1つの団体に全部お願いするとその団体がひっ迫状況に陥るため、

前回ご意見いただいたように審査基準等を設け、新たなボランティア団体を発掘する。そして、複数の団体と協力していくのが良いと思っている。情報共有のネットワークのイメージ図が配布資料にあるが、最初から全ての団体と協力して取組むのではなく、少しずつ段階的にネットワークを広げていくことが望ましいと思っている。

構成員D

そのような形で動物愛護センターも取組んでもらえるのは、今後助かっていくと思う。私たちは多頭飼育崩壊の引取りは原則全頭引取りと考えており、理由は全頭が同じような症状で、治療しやすいからである。したがって、私たちも多頭数を専門に引き取ることができる体制を整えている。

次の提案である多頭飼育届出制度の導入について、いかに届出をしていただくかが課題と思うが、市としてどう考え運用していくかお聞きしたい。

座長

届出制度の効率的な運用ができるかということか。

構成員D

そうである。

事務局

届出制度を実施する場合は、まずは制度の周知が必要になるが、例えば、福祉団体等とのネットワークの仕組みを活用して制度を説明していただくことは考えられる。情報を待つというより、実効性という部分では届出を促すことも必要と思う。

構成員E

他の自治体の事例にもあるように、ケアマネジャーやホームヘルパーなどへの研修で、周知を行うことは非常に有効だと思う。というのも、以前私たちが関わったケースで、一人暮らしの高齢者が猫を20頭近く多頭飼育していて家の中がものすごい状況であった。その家にはヘルパーとケアマネジャーが入っていたが、どうして良いか分からず、本人に言われるままに餌を買ってきて家の中で餌やりを行い、結局そこまでしかやっていたという状況があった。

多頭飼育につながる事例は、障害や認知症などで適正に飼えなくなっている方も多いように思う。その方たちへの周知として、ケアマネジャーや障害支援をしている団体に多頭飼育問題の現状を説明して理解してもらい届出制度の周知も行っていくことは、非常に効果的だと思う。

事務局

仰るとおり最初に多頭飼育問題を発見することが多いと思われるのは、家に入ることが前提のケアマネジャーまたはケースワーカーの方だと思う。臭気などで異変を感じた時点で動物愛護センターに情報をいただければ、動いていく。動物愛護センターの人員にも多少影響はするが、少しずつでも自治体が把握して多頭飼育を防いでいくのが、今後の行政だと思う。いただいたご意見を参考にさせていただきたい。

オブザーバー（保護課）

各区役所保護課のケースワーカーは訪問調査が業務の一環で、高齢者や精神疾患をお持ちの方などが多頭飼育しているケースに遭遇することがある。悩むのが、その動物たちがいなくなったときの精神的な負担で、その人の生活にどこまで支障をきたすか、ケースワーカーは考えながら対応していく。

実は、現場でそういったケースに遭遇したケースワーカーしか多頭飼育問題を捉えておらず、本庁として、動物愛護センターとの連携も含め、今後の対応を考えていきたい。

オブザーバー（地域福祉推進課）

私は地域包括支援センターの対応をしており、ペット関連や動物関連の相談が過去2年間で約30件程度あった。その中で約10件程度は多頭飼育問題への対応であった。

その人たちがなぜ多頭飼育になったのかを考えると、飼育というより、ほとんど猫に家に乗っ取られている状況に陥っているのではないかと思う。その中では、認知症が潜んでいるケースが多いように感じる。認知症になり、自分の飼育できる能力を正確に把握できないまま、知らない間に野良猫が家に入ってきて、面倒見ることで、野良猫に家に乗っ取られるような形でどんどんそれに対応することができなくなっているのではないかと思う。

したがって、多頭飼育の届出制度は確かに有効な部分もあると思うが、知らない間に多頭飼育になってしまった人、いわゆる認知能力が低下した人に対し、いかにこの届出制を理解してもらおうか。とても難しいが、理解を促していかないといけないと思う。

座長

福祉関係機関やケアマネジャー、ケースワーカーなどの協力で、飼い主側からのアプローチが重要になってくるため、まだ新しいことができそうな印象を受けた。

構成員C

野良猫のように餌を食べている猫の中には、飼い猫もいると思う。私の友人の家に夜9時頃訪ねたところ、同時刻に飼い猫が外から帰ってきた。いつ頃出発したのか尋ねたところ、「朝出てそのまま」という返事であった。いつも朝出かけ、夜9時頃帰ってから餌を食べさせるとのことだった。出かけている間のことは、飼い主が猫の行動について回っていないため、捨て猫のように他人から与えられた餌を食べている可能性もあり、中には外で妊娠してしまう事態もあることを、飼い主に知ってもらう必要がある。どのような方法で猫の行動を理解してもらったら良いのかと思う。

オブザーバー（動物愛護センター）

動物愛護センターには、収容された犬猫を飼いたいという有難い提案いただく市民が来る。その方には、譲渡前に犬猫を飼うことはどういうことなのか、飼うことによって他人に迷惑を掛けてはいけないなど、適正飼育の説明をしている。現状、説明は動物愛護センターに足を運ぶ市民のみのため、今後どのように幅広く、多くの市民に適正飼育を伝えていくか、これは課題だと思っている。

構成員B

先ほどの事例は、獣医師会や動物愛護センターなどに相談するのはいかがか。他にその方のかかりつけの動物病院があれば、そこに相談するのが良いと思う。私は、外に出ると感染症がうつりやすいこと、交通事故に遭うこと、他の猫とけんかしてきたりすることを伝え、外に出さない方が良く説明している。そのような説明を細かくテクニカルに行うので、専門家に相談した方が良く思う。

今まで多頭飼育問題は、ブリーダーによるものと思っていたが、認知能力が低下した方の事例も現状たくさんあると感じた。情報共有ネットワークのイメージについて、今まで動物関係団体、動物業界がなかったので、結局、災害においても何においても情報機関がなく、動物のことはここに聞けば分かるという中枢がなかった。それを民生委員や動物愛護団体に言っても権限を持っていない。したがって、民生委員などが日頃の生活の中で情報を集め、それを動物愛護センターが把握する。そして、それをボランティア、動物愛護団体、獣医師会、その他部署で情報共有できればよい。条例を作る、作らないは別にしても、その情報共有の仕組みは絶対につくるべきだと思う。

届出制度を導入したとしても中には届出をしない者もいる。多頭飼育している事業者の場合は、動物取扱業として監視指導している。市民の場合はどういう状況で多頭飼育に至ったのか、動物愛護管理を所管している保健福祉局が調査を行い、情報を集め、それから考えていく必要があると思う。条例までは制定しなくとも、ルールは必要と思う。まずは、多頭飼育の飼い主が市内にどのくらいいるか、ネットワーク使えばある程度分かってくるのではないかなと思う。条例を制定するのは時間がかかると聞いたことがあるので、ネットワークだけでも早急につくって、災害のときにも活用できるようにすればとても助かると思う。

事務局

多頭飼育のネットワークが災害対策にも有益だという意見は、参考にさせていただきたい。しかし、このネットワークの仕組みは、最初から決まったルールを設けて始めるというより、徐々に改善していくステップが必要とも考えており、時間がかかるのではないかなと思う。

事務局

届出制度の条例化の目的は、届出をさせることで事前に多頭飼育者の把握により、指導の枠組みに入ってくることである。要するに、多頭飼育をしている情報に対し、動物愛護センターから届出制度について案内し、指導できるようになる。そこで実態が把握でき、どういう状況か聞くことができる。制度の導入は届出ではなく啓発・指導できる枠組みに入れることが目的である。

構成員A

情報共有ネットワークの仕組みづくりは、災害対策と一緒に役割分担が重要だと思う。社会福祉協議会やケアマネジャーは、猫がたくさんいてもどうしていいかわからない。本当に悲惨な多頭飼育崩壊の現場であれば、畳の上に何センチとふん尿がたまっている現場がたくさんあり、そういった状況を未然に防ぐのが目的であるならば、動物愛護管理担当部署が、古賀市や滋賀県のようなチェックリストを作って、それを活用することで、現場の社会福祉担当部署であるケアマネジャーなど、家に訪問する人たちが簡単に状況を判断し、動物愛護センターなど

に相談すべきと判断できるようにするべきである。動物愛護センターは、不妊・去勢手術や指導を行い、そこに獣医師会の協力も必要になるかもしれない。認知症であれば人間の医者が飼い主のケアを行う。動物は動物担当部署がケアをするというふうな形で、はっきりと明確に役割分担をした上で、動物愛護センターなど動物担当部署が、チェックリストや、ペットの問題をセンターに相談するよう、ケアマネージャーに明確に伝えておく必要がある。

情報をスムーズに共有する状況づくりは、別に時間がかからないので、チェックリストを簡単に作れば良い。調べたところ、古賀市はとても良い内容のものを作っているの、参考して良いと思う。

構成員F

他の自治体が行っている届出制度によって、どのような効果があったのか。皆さんの話を聞いて、届出制度により、多頭飼育をしている人の情報を集約することによって、地域が良くなる、ひいては認知症の高齢者を発見することもできるし、障害のある方を発見して障害福祉サービスにつないでいけるという利点があるのであれば、それは地域のためによくなることなので、届出制度自体は良いことだと思う。

ただし、ウインウインの関係じゃないと届け出る人はいないと思う。ただ上から目線で届け出ると言われたところで、届け出ないと思う。罰則をもってとなると反発もあり、おそらく弁護士会は反対すると思う。そうではなく、届出制度によって皆さんが届出を行ったらこんなにたくさんいいことがあるというアピールをして、届出制度を有効なものにできるように制度づくりをしてはいかがかと思った。

座長

行政側のメリットだけではなく、地域のメリットや届出を行った人のメリットも整理すべきということですね。

事務局

貴重な意見ありがとうございます。届出制度の効果については、実は十分把握してないのが正直なところで、他自治体におきましても法が改正される前に制定しており、法ができた前後の違いや、条例化と要綱でその効果の違い、要綱でも一定の届出につながるような状況があるのかどうか、あるいはやっぱり条例化しないと難しいのか、届出を積極的にしてもらうために届出によってどのような効果があるのか、それに対して行政はどのような支援をしているのかなど、今後も研究をしていく必要がある課題だと思っている。ご指摘ありがとうございます。

飼い主のいない猫への餌やりへの対応

～適切な給餌方法に関するルールの導入について～

構成員A

適切な給餌であれば行っても良いということは、基本に置いておかないといけない。京都市の条例は、以前「餌やり禁止条例」として広まった。「餌やり禁止条例」となると、結局、人と

人の対立が生まれてしまう。「餌やり禁止条例」があろうと隠れて餌やりを行う人は必ずいるため、問題は解決せず、猫嫌いな人・餌やりに迷惑している人たちと餌やりを行う人の間で、対立が生まれる状況は発生してしまう。和歌山でも事例がある。そのため、適切な給餌は行っても良いとすべきである。

ただし、適切でない給餌、例えば餌を片付けない、地域の環境に配慮をしない、不妊・去勢手術をしないで給餌を続けるといったことに対し、それは不適切で、やってはいけないことだとすべきである。

不妊・去勢手術や時間を決めた片付け、周囲の環境への配慮など適切な給餌についてガイドラインなどを、市が作ってやっていくべきだろうと思う。その際、各地域では、ボランティアの動物愛護団体、地域猫に関わっている人たちのフォローが当然必須になってくる。自治体としても、ボランティアに丸投げをするのではなく、何かあったときは動物愛護センターの職員がボランティアと一緒に現地に行き、指導を行うべきである。これは地域猫とも関連して来るが、餌やりを禁止するだけではなく不適正な餌やりは駄目で、適正に餌やりを行うようルールづくりが根本にあるべきと思う

座長

地域猫活動と、現在話題になっている給餌は違い、地域猫に当たらない猫に誰かが個人で餌をやっている状況である。そこで、適切な給餌方法のガイドラインで給餌ルールを決めると、給餌は基本的に認めていて、なるべく適正な方法で給餌するよう促す程度という感じがする。したがって、仰るとおり、適切な給餌だけが行っても良いのであり、不適切な給餌は人間にとっても猫にとっても不幸だという説明をしていかないといけない。言葉が難しいと思う。

構成員A

そこで、啓発とも絡んでくる。例えばきれいなパンフレットを刷って関係部署に配布するだけでは駄目で、人に届くような啓発をしっかりと考えるべきだと思う。

それと同じで、不適正な餌やりは駄目だと言うだけではなく、給餌者たちにどう理解してもらうかが重要である。そのためには、動物愛護センター職員が現場に行く必要もあるだろうし、動物愛護団体と動物愛護センターと一緒に給餌者に対し、説明をするのも必要になってくるとは思う。

構成員D

無責任な餌やり防止の啓発指導から離れるが、以前受けた多頭飼育の案件で、周りから餌やりについて辞めるよう怒鳴られ、猫たちを家の中に持ち帰った人がいた。結果、飼育崩壊が起きてしまった。要は、餌やりを重点的に強化して指導するだけではなく、ルールをもっとみんなに周知して、適正な方法であれば良いというものを広めて、一般市民や猫に餌をやっていない方でもそれを知る手はずを取って進めていけば、多頭飼育崩壊も減っていく。結局それがどんどんつながり、他の事案に対しても減少していく効果が出てくると思う。

そういった形で、ルールの徹底を広げていけるみんなに周知できる行政が手はずしていき、それに対してボランティア団体、獣医師の先生方が、こういう形で説明していく流れを持っていければ、他の事案に関しても減少していくと思う。

構成員B

法律的に何も後ろ盾がない状況で指導行くほど難しいものはないと思う。私たちにとっては当然なことで、ふん尿から寄生虫が感染してまん延するリスクを考えるが、一般的な給餌者はそれが分からず、命だけ助けよ！と思っているだけである。猫ではなく動物に餌を無責任に与えることによって周りの衛生環境を崩すようであれば、指導に入るなど、具体的手はなく抽象的なそういった文面であれば条例など指導の根拠となるものがあつたほうが良いと思う。ただし、犬や猫という具体名ではない方が良いと思っている。それは野生動物であるイノシシに餌を与える方もおり、周りに寄生虫が増えたという事例もあることから、総合的に動物を対象とした方が良いと思う。

資料の不適正飼養に係る指導等の拡充において、対象に多数の昆虫の発生があるが、多数の昆虫とは具体的に何か。

オブザーバー（動物愛護センター）

給餌をする際、餌を食べ切れないぐらい与え、それを片づけない場合にハエが寄ってくる。そのハエが、卵を産んで数が増え非常に多くなる。このように置いた餌が腐り、いろいろな虫が集まってくることを指している。

事務局

指導するための根拠で条例などがあつたほうが良いという意見があつたが、令和元年の動物愛護法改正で、周辺環境が汚染されているような場合については、給餌者に対して指導ができるようになった。法が施行した令和2年6月以降は、条例を設けた事例はない。本市では現在、現地に行って法律をもとに指導し、段階的に強い指導を粘り強くしていかなければならないと考え業務を続けている。

構成員G

北九州市には、今のところ給餌ルールに関する条例もガイドラインもない。しかし、令和元年6月に動物愛護法が改正されたので、現在はこの動物愛護法に基づき現場での指導が実施できるので、特に北九州市として条例やガイドラインを策定しなくてもいいのではないかとということか。

事務局

そうではなく、もちろんルールは必要だと考えている。法に具体的なルールはなく、著しく周辺環境が汚染されているような状況についての規定はあるが、過程についての規定はない。餌やりのルールがないので、そのルールを決めるのも一つの方法ではないかと考えている。

座長

では、動愛法で犬猫を含めペット全体について指導はできるが、条例化、ガイドライン等の策定を検討したいというのは、その適切な給餌方法という具体的な部分を示したいということか。

事務局

そのとおりである。

構成員A

私も猫ではなく動物を対象にしたほうが良いと思う、餌やりを規制するような内容であるため、そこに猫という名前が出てくると、猫が目の敵にされる。先ほど言ったように、野犬への餌やりもあるので動物にしたほうが良いと思う。

事務局

対象を動物にしたほうが良いとのことだが、そこでルールに関してガイドライン等を動物愛護センターが作ったとして、ハトやイノシシなど野生動物に餌やりをしている方も全て動物愛護センターが指導するのかという話につながってくる。本市には、鳥獣被害対策課という部署もあり、野生動物に広げてしまうと混乱してしまう部分があるので、もう少しご意見頂きたい。

構成員B

北九州市の野生動物を所管する部署は違うと思うが、動物を限定すると動きにくいのではないかと思う。なにより、猫への餌やりイコール悪という言い方に聞こえるため、対象を広くした書き方が良いという提案であった。今、議論しているのは生活環境が侵されるときに指導に入る際の根拠についてであり、指導に動くのが動物愛護センターか鳥獣被害対策課かはどちらでも良いと思う。市が動きやすくなるためのものとした方がいいと思った。

座長

今のご意見は、イノシシやサルなど含めて動物を対象にしたほうが良いということか。

構成員B

それでイノシシを指導すべきという意見ではない。ペットを対象にするとどこまでがペットか定義し、細分化していろいろ決めなければいけない。ペットは飼い主がいるわけなので、野良犬、野良猫の餌やり禁止ではなく、外にいる動物に対する無用な、無計画な、無責任な餌やりは禁止というというのが原則で、その中で現在、議論として猫があがっていると思っている。

事務局

ご意見をいただいて対象はある程度整理していく必要があると思った。私たちは無責任な餌やり防止という論点で議論していたが、それより少し引いて、周辺的生活環境を損なわないためにみんなが心掛けることを整理していく必要もあるのかと感じた。

構成員F

皆さんのご意見のとおりで、猫を標的にするのは私もいかなものかと思うが、法律家の立場から言うと、罪刑法定主義と言って、法律はどんなときに処罰されるのかが行為者にも分かるようになっていないといけないという制約がある。したがって、ある程度対象となる行為は限定せざるを得ないため、一般的に動物を対象とすると罪刑法定主義の上ではいかなものか

と思う。動物の定義が問題になり、ある程度対象を絞らざるを得ないと思う。

座長

動愛法ではどう定義されているのか。

事務局

哺乳類、鳥類、爬虫類（畜産、実験用を除く）のうち、自然環境の下で自活する純粋な野生動物を除いた動物を指す。

構成員A

野犬は入るのか。

オブザーバー（動物愛護センター）

動物愛護法とは別に鳥獣保護法があり、鳥獣保護法で犬猫のことは出てくるが、野良猫、野良犬という言葉ではなく、野犬（のいぬ）・野猫（のねこ）という言葉を使う。野犬（のいぬ）、野猫（のねこ）は、人の手にかからず、山などで生きている動物で、野良犬・野良猫は何かしら人間が補助して生きている動物である。したがって、餌やりは人間がしていることなので、この場合は野良犬・野良猫で、野犬（のいぬ）、野猫（のねこ）ではない。そういうことで、法律も区別している。法律上は、明確に動物の区別ができていると思われる。

座長

法律的なことも含めて悩んでいるうちに時間が既に過ぎてしまったので、次回継続にさせていただきます。長時間にわたる意見交換、誠にありがとうございました。

～閉会～